教科書 P30~31を見ながらやりましょう!!

裁判所の働き

(裁判所)・・・争いや犯罪、事故が起きたとき、法律に もとづいて問題を解決し、国民の権利を 守る仕事をしている。

国民は、だれでも(裁判を受ける)権利をもっている。また、判決の内容に不服がある場合は、3回まで裁判を受けられる制度がある。

(裁判員制度)・・・国民が裁判員として裁判に参加する制度。

裁判所の働き

- ○争いや事故、犯罪などが起こったときに、(法律)に もとづいて問題の解決を図ること。
- ○人々の間に起きた争いなどについて、原告側と被告側に 分かれて裁判を行い、判決を出す。
- 〇罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かの裁判を行い、 判決を出す。
- 〇 (法律) が憲法に違反していないかを調べる。
- 〇 (政治) が憲法に違反していないかを調べる。

(国会)・(内閣)・(裁判所)は国の重要な役割を分担しており、そのしくみを(三権分立)という。